

漁業法第 31 条に基づく特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の漁獲量の公表について

漁業法第 31 条及び静岡県資源管理方針別紙 1-5 くろまぐろ（小型魚）第 5 に基づき、本県の知事管理区分における漁獲量を公表する。

令和 7 年 3 月 27 日
静岡県知事 鈴木康友

記

- 1 特定水産資源の種類
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）
- 2 該当期間
令和 7 年 3 月 31 日まで（令和 6 管理年度）
- 3 静岡県知事管理区分のうち定置漁業における漁獲量の総量及び同管理区分の漁獲可能量（令和 7 年 3 月 27 日時点）

知事管理区分における小型魚の採捕の数量： 10,456 キログラム
知事管理区分における小型魚の漁獲可能量： 11,800 キログラム

- 4 知事管理区分のうち、定置漁業の漁獲可能量に対する漁獲量の総量の割合
88.6 パーセント（3 月 27 日現在）